

## 答 申 第 565 号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2 に掲げる審査請求の対象となる保有個人情報を、審査請求人を本人とする情報ではないことを理由として非開示とした決定（以下「本件処分」という。）は妥当ではないので、これを取り消し、別表の料金情報 1 については不存在による非開示決定をすべきであり、別表の料金情報 2 については改めて開示又は非開示を決定すべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 4 年 12 月 12 日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。  
私の亡き父（名義人）が契約していた名古屋市上下水道料金の記録一式。  
亡き父名義で支払った料金一覧。（平成〇年〇月以前で残っているもの）  
（以下「本件料金情報」という。）  
①名古屋市〇〇区××× △-〇×-〇〇（以下「本件水道使用箇所①」という。）  
②名古屋市〇〇区××× △-×〇-××（以下「本件水道使用箇所②」という。）  
③名古屋市〇〇区××× △-〇△-△△（以下「本件水道使用箇所③」という。）
- 2 同月 26 日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由で本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。  
当該請求にかかる保有個人情報は、請求者を本人とする情報ではないため却下する。
- 3 令和 5 年 1 月 13 日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨  
審査請求にかかる処分の取消を求める。
- 2 審査請求の理由  
審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審

査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 亡き父の情報につき、相続資産に関係するため、審査請求人の個人情報にも該当する。
- (2) 記録の開示を求めているのは、亡き父が支払った記録であり、平成〇年〇月までは、審査請求人の亡き父の名義であった。
- (3) 亡き父の実の娘である審査請求人が相続関連資料として、亡き父が生前に支払った水道料金の情報を開示請求することは何の問題もないはずであり、亡き父から名義変更した後の記録を求めている訳ではない。実施機関の判断は、時系列が現在と混在しており、全く論理的ではない。
- (4) 亡き父は不動産を賃貸物件としており、相続財産を算出する際、経費などを計算するため、様々な資料を必要としている。
- (5) 亡き父が支払っていたものは全て生前の資産と関係している。特別受益とも関係してくるから、亡き父が支払っていたものを開示してほしいと申し上げている。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る個人情報は、審査請求人を本人とする情報ではない。
- 2 本市における水道の使用関係は、名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「給水条例」という。）第17条の 2の規定により、本市との給水契約に基づいて成立する。
- 3 本件水道使用箇所①は、当初から審査請求人の兄が給水契約の名義人として水道を使用しており、その情報は審査請求人を本人とするものではない。
- 4 本件水道使用箇所②及び③については、当初、亡き父が給水契約の名義人として水道を使用していたものの、届け出により、水道の使用者名義が審査請求人の兄に変更されている。
- 5 当該事務処理は、給水契約が審査請求人の兄に継承された旨の申し出により、給水条例第22条及び名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年上下水道局管理規程第52号。以下「施行規程」という。）第19条に基づき行われたものである。

6 したがって、本件水道使用箇所②及び③の水道の使用に関しては、審査請求人の兄が給水契約を継承しており、その情報は審査請求人を本人とするものではない。

7 水道使用者たる地位は土地、建物の所有権に付随するものではなく、給水条例第17条の2の規定により、本市と結ばれた給水契約によって生じるものであり、相続資産とは関連を有しない。

## 第5 審議会の判断

### 1 争点

本件料金情報が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かが争点となっている。

### 2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第2条第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

### 3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この旧条例の原則開示の理念に立って、旧条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 4 本件料金情報について

本件料金情報は、審査請求人の亡き父が支払った、水道の利用に関して発生した水道料金及び下水道使用料に関する記録のうち、平成〇年〇月以前に残っているものである。

本件料金情報には、水道使用箇所ごとに、お客様番号、住所、氏名、検針、調定年月日、使用水量、調定金額（上下水道合計金額）等の調定収納情報等が記載されている。

### 5 開示請求権について

#### (1) 旧条例第18条について

旧条例第18条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるとともに、本人に代わって開示請求をすることができる者の範囲を定めたものである。

本条に基づいて開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ家族に関するものであっても本条第2項に規定する「未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示の請求」の場合を除き請求することはできない。

## (2) 死者の個人情報に関する開示請求について

旧条例に基づく開示請求の対象となる個人情報は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの」である。

旧条例に基づく保有個人情報の開示請求権は、個人情報に関連する個人の権利利益の保護を目的とするものであり、開示請求権を行使できる主体は、生存する開示請求者本人であり、死者は請求の主体とはなり得ない。

しかしながら、死者の個人情報のすべてが開示請求の対象とならないと解することは妥当ではなく、死者の個人情報であっても、それが同時に開示請求者本人の情報でもあると認められる事情がある場合には、開示請求者の自己を本人とする保有個人情報として扱い、開示請求の対象となると解すべきである。

## 6 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は、本件料金情報が、自己を本人とする保有個人情報に該当すると主張しているため、この点について判断する。

(2) まず、本件料金情報が亡き父の情報といえるか否かについて判断する。

ア 本件水道使用箇所①は当初から、本件水道使用箇所②及び③は使用者変更の届け出により、審査請求人の兄が給水契約の名義人となっている。

イ 実施機関は、施行規程第19条により、使用者変更が行われた場合には、使用者の地位は旧使用者から新使用者に承継されることとなり、実施機関のシステム上では、使用者変更後の旧使用者の情報は新使用者の情報として取り扱われるため、本件料金情報は全て審査請求人の兄の情報である旨主張している。

ウ しかし、本件水道使用箇所②及び③について、使用者変更以前の給水契約の契約者は亡き父であることから、亡き父が支払った期間の料金情

報は亡き父の情報と考えるのが妥当である。

エ したがって、本件水道使用箇所①に係る料金情報は、審査請求人の兄の情報であると認められるものの、本件水道使用箇所②及び③に係る料金情報のうち、使用者変更以前の期間の情報は、亡き父の情報であると認められる。

(3) 次に、本件料金情報が審査請求人自身の情報といえるか否かについて判断する。

ア 上記 5(2)のとおり、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の情報でもあると認められる事情がある場合には、請求者本人の情報として扱い、開示請求の対象となると解される。

イ 本件開示請求においては、審査請求人から相続人であることの証明として、戸籍謄本が提出されており、事務局において審査請求人が亡き父の法定相続人であることの確認ができています。

ウ 上記(2) エのとおり、本件水道使用箇所②及び③に係る料金情報は、亡き父の情報であると認められ、本件料金情報の性質に鑑みると、相続人である審査請求人自身の保有個人情報と同視できるものと認められる。

エ また、実施機関は、本件料金情報につき、開示請求に係る保有個人情報の本人であることの証明がされないとして却下しているが、上記イ及びウのとおり、審査請求人は亡き父の法定相続人であり、亡き父の情報は審査請求人自身の情報と同視できることを勘案すると、本件開示請求を却下とするのではなく、開示請求に係る保有個人情報の有無を確認したうえで、開示又は非開示の決定をすべきであった。

オ なお、本件水道使用箇所①については、当初から兄が名義人であるため、審査請求人が開示を求めている亡き父の情報は不存在となる。したがって、本件水道使用箇所①に係る料金情報については、本件保有個人情報が存在しないことを理由として非開示決定を行うべきであった。

(4) 以上から、本件料金情報について、審査請求人を本人とする情報ではないことを理由に却下とした実施機関の非開示決定は妥当ではないので、これを取り消し、本件水道使用箇所①に係る料金情報については不存在による非開示決定をすべきであり、本件水道使用箇所②及び③に係る料金情報については改めて開示又は非開示を決定すべきである。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 3月 29日	本件審査請求に係る諮問書の受理
4月 26日	本件審査請求に係る弁明書の受理
6月 14日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 6年 3月 15日 (令和 5年度第12回)	調査審議
令和 6年 4月 19日 (令和 6年度第 1回)	調査審議
令和 6年 5月 17日 (令和 6年度第 2回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
令和 6年 6月 14日 (令和 6年度第 3回)	調査審議
令和 6年 7月 19日 (令和 6年度第 4回)	調査審議
令和 6年 8月 2日	答申

別表

料金情報 1	審査請求人が開示を求める名古屋市上下水道料金のうち、①名古屋市〇〇区××× △-〇×-〇〇に係る料金情報
料金情報 2	審査請求人が開示を求める名古屋市上下水道料金のうち、②名古屋市〇〇区××× △-×〇-××及び③名古屋市〇〇区××× △-〇△-△△に係る料金情報